

補助金等調書

(2-1)

番号	6	担当課名	市民活動推進課	補助開始年度	昭和59年度	
補助金等の名称	青年館等修繕費交付金					
交付要綱等の名称	印西市青年館等修繕費交付金交付要綱					
	終了年限の有無 (無)・有・(平成 年度廃止予定)					
要綱に規定する交付対象者	青年館等を修繕する指定管理者(町内会等)					
団体の運営に関して補助金を交付している場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)			設立年月日	構成人数	
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無(有・無) 有の場合は、類似団体数()					
	市の施策に対する貢献内容(当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)					
助成団体等の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金	650,000	230,000	500,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源	650,000	230,000	500,000
		会費				
		事業収入				
		その他	672,268	230,000	558,400	
		合計	1,322,268	460,000	1,058,400	
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費	1,322,268	460,000	1,058,400	
		その他				
		合計	1,322,268	460,000	1,058,400	
翌年度繰越金						
補助制度内容 (下部組織等の配分も明記)		1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ③ 単独 ・ 4 市単独上乗せ				
1. 青年館等の建物本体にかかる修繕費を対象とし、当該修繕費の2分の1の額を交付。支給限度額は50万円。 2. 合併処理浄化槽の設置にかかる工事費を対象とし、当該修繕費の5分の4の額を交付。浄化槽の入槽区分による支給限度額あり。						

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	老朽化した青年館等の修繕や、合併処理浄化槽の設置により、町内会等の負担を軽減するとともに、コミュニティ活動の場を整備する市の施策を達成するため、青年館の修繕費の一部を交付する。(第2次基本計画 施策2 市民が主体の地域コミュニティ活動の推進、主な取り組み コミュニティ施設の活用促進…青年館等の適切な維持管理と必要な整備・補修を進めていく)
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	各町内会等に事前照会を行い、積算 補助対象 若萩三丁目集会所運営委員会 施設名 若萩三丁目集会所 修繕内容 屋根塗り替え 見積額 559,000円(予算額280,000円)
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	補助対象 若萩三丁目集会所運営委員会 施設名 若萩三丁目集会所 修繕内容 屋根塗り替え 実績額 460,000円(予算額230,000円)
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	地域住民のコミュニティ活動の拠点となる場の整備が図られた。
	⑤ 補助金交付の終期の用途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
担当課の判定	町内会等の地域の拠点としての機能を期待される青年館については、町内会等が充実した活動を実施する上で、必要な施設である。青年館の老朽化に伴い修繕が必要な町内会等への支援を継続して行う必要がある。
	⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。
	合併処理浄化槽の設置に関する交付金について、従前は通常型浄化槽と高度処理型浄化槽で各人槽200,000円ずつ補助限度額に差をつけて設定していたが、浄化槽法の改正に伴い、高度処理型浄化槽の金額に一本化し、現在の補助限度額とした。当該交付金の今後の方向性については、老朽化の進んでいる青年館等を順次町内会等の所有する地区集会所に建替えるよう推進している。該当施設がなくなった時点で、本交付金は不要となる。
	⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)
判定の理由	住民自治の向上につながるもの
	不特定多数の地域住民が利用者(受益者)である。 自治会等に参加している世帯は、市内全世帯の6割を上回る。その自治会等が管理を行い、地域の住民自治の拠点となっている集会施設には、集会所や青年館がある。その集会施設の修繕費を補助することは、不特定多数のものの利益の増進に付与する。
担当課の判定	☐ 拡大して継続 ☒ 現状維持で継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 整理統合 ☐ 廃止
判定の理由	地域住民のコミュニティ活動の拠点となる場の整備を図るため。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	青年館等修繕費交付金
-------	------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市		
佐倉市		
四街道市		
八街市		
富里市		
白井市		
印西市	2分の1	50万円

29.12.12

平成29年12月12日

補助事業等実績報告書

印西市長 板倉正直様

住所(所在地) 印西市若萩

補助事業者 氏名(団体名) 若萩三丁目集会所管理委員会

(代表者名)

連絡先

印西市補助金等交付規則第13条の規定により、補助事業等の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	平成29年10月24日	指令番号	印西市推指令第29号
補助事業年度	平成29年度	補助金等の名称	印西市青年館等修繕費交付金
補助事業等の名称		若萩三丁目集会所 修繕事業 (屋根塗り替え)	
補助事業等	名称	若萩三丁目集会所修繕事業	
	施行場所	印西市 若萩3丁目1-1	
着手年月日	平成29年11月22日	完了年月日	平成29年11月30日
交付決定額		230,000円 460,000円	
補助事業等内容及び経過		若萩三丁目集会所屋根塗り替え工事	
添付書類		① 領収書 ② 完成写真 ③ その他 ()	

※ 記入しきれない場合は、適宜別紙としても可

○印西市青年館等修繕費交付金交付要綱

平成17年 3 月31日告示第29号

改正

平成22年 3 月17日告示第41号

平成23年 3 月31日告示第71号の 2

印西市青年館等修繕費交付金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、青年館等を修繕する指定管理者に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第 6 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき交付金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 青年館等 印西市青年館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第 5 号）に定める青年館、印西市集会所の設置及び管理に関する条例（平成22年条例第35号）に定める集会所及び印西市構造改善センターの設置及び管理に関する条例（平成22年条例第36号）に定める構造改善センターをいう。

(2) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定するし尿及び雑排水を合併して処理するものであって、次に掲げるすべての機能を有するものをいう。

ア 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上であり、かつ、放流水のBODを日間平均値で1リットルにつき20ミリグラム以下にする機能

イ 放流水の総窒素濃度を日間平均値で1リットルにつき20ミリグラム以下にする機能又は放流水の総りん濃度を日間平均値で1リットルにつき1ミリグラム以下にする機能

ウ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年衛浄第 34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能

(対象経費及び金額)

第 3 条 修繕費の交付対象は、次の各号に該当するものとする。

(1) 青年館等の建物本体に係る修繕費のうち指定管理者が負担した費用を対象とし、交付額は当該修繕費の 2 分の 1 の額とする。ただし、50万円を限度とする。

(2) 合併処理浄化槽の設置に係る工事費のうち指定管理者が負担した費用を対象とし、交付額は当該工事費の 5 分の 4 の額とする。ただし、別表に掲げる金額を限度とする。

(3) 災害により市長が必要と認めたときは、第 1 号の規定にかかわらず交付できるものとする。

2 前項第2号に規定する交付金の交付の対象となる地域は、市内において下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた区域（下水道の整備が7年以上見込まれない地域を除く。）以外の地域とする。

3 第1項第2号に規定する交付金は、青年館等の取壊し又は集会施設（地域住民が集会等に利用する施設のうち、青年館等を除いたもので、町内会等（市内の一定地域の住民によって構成され、当該地域社会の住民生活の向上を目的に、自主的に組織された町内会、自治会、町会及び区で市長に届け出たものをいう。）が管理するものをいう。）への建て替えをおおむね7年以内に予定している場合は交付の対象としない。

4 第1項により算出した額に、それぞれ1万円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第4条 規則第3条第2項第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

（1）前条第1項第1号に規定するものの場合は、当該修繕に係る見積書の写しとする。

（2）前条第1項第2号に規定するものの場合は、次に掲げるものとする。

ア 法第5条第2項の規定による審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し（当該届出又は確認を必要としないものを除く。）

イ 合併処理浄化槽の構造図

ウ 配置配管図

エ 見積書の写し

オ 工事請負契約書の写し

カ 当該合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票）又はそれに準ずる書類

キ 機能保証登録証又はそれに準ずる書類

ク 合併処理浄化槽概要書の写し

ケ 千葉県浄化槽協会発行の誓約書の写し

コ 浄化槽設備士免状の写し

サ その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第5条 規則第13条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

（1）第3条第1項第1号に規定するものの場合は、当該修繕に係る領収書の写しとする。

（2）第3条第1項第2号に規定するものの場合は、次に掲げるものとする。

ア 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し

イ 法第7条検査領収書の写し

ウ 法第11条に規定する指定検査機関の行う水質に関する検査に係る契約

書の写し

エ 工事写真

オ 工事完成平面図

カ 領収書の写し

キ 施工結果報告書

ク その他市長が必要と認める書類

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月17日告示第41号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日告示第71号の2)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表 (第3条)

人槽区分	補助限度額
5人槽	1,200,000円
6人槽から7人槽まで	1,600,000円
8人槽以上	2,000,000円